

		特許庁
会社概要		事業・仕事内容
本社住所	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	<p>特許庁では、絶え間ない技術革新やイノベーションから生み出される知的財産が適切に保護されるよう、特許権という独占的な権利の付与を行うことにより企業活動等を支えています。迅速・的確な産業財産権の審査及び権利付与、産業財産権に関する施策の企画立案、国際的な制度調和と途上国協力の推進など、日本産業の発展と皆様の生活向上のためにさまざまな取り組みを行っています。その中で、全員理系で構成される特許審査官は、技術系の専門性を活かして特許性を判断する業務、知財政策の企画・立案の行政業務を担います。日本の産業の成長を支える仕事です！</p> <p>(1)大学・大学院で培った技術的な知識を活かして、日本産業の成長を支えることができます。</p> <p>(2)「知的財産」という専門性の軸を持ち、各自の特長や個性を発揮して施策立案に関わり、活躍することができます。</p> <p>(3)自由闊達に議論し、成長させてくれるような、人を大切にする文化があり、働きやすい環境です。</p>
設立	1884年（商標登録所）	
代表者	特許庁長官 松永明	
事業概要	産業財産権制度(特許、実用新案、意匠、商標制度)に関する事務	
従業員数	2,792人（令和元年度定員）	
応募・選考方法		
募集内容	特許審査官採用（技術系国家公務員総合職）	
説明会など	人事院総合職中央省庁セミナー、特許庁知財ゼミ等を全国で多数開催（詳細は特許審査官採用HPをご覧ください）	
実施場所	特許庁内をはじめとして、全国各地で説明会を開催中	
募集人数	技術系40名程度	
応募資格	国家公務員採用総合職試験（技術系区分）合格	
応募方法	特許庁採用HP、及び人事院国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください	
選考方法	国家公務員採用総合職試験 官庁訪問での面接試験	
連絡先	特許庁審査第一部調整課 03-3501-1101（内線3119）	
詳細	特許審査官採用HP https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/tokkyo/index.html よりご確認ください。	